法令及び定款に基づくインターネット開示事項

新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制
連結持分変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

第 13 期（2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日）

アステラス製薬株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第 17 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.astellas.com/jp/ja/investors/shareholders-meeting/）に掲載することにより株主の皆様に提供しています。

１．新株予約権等に関する事項

（１）　当期末日における新株予約権の状況

- 新株予約権の総数　　：5,956個（注）１
- 目的となる株式の種類及び数：当社普通株式 2,108,000株（注）１

新株予約権はすべてストックオプションとして交付されたものであり、その行使に際しては、自己株式を充当し、新株発行（発行済株式の総数の増加）の予定はありません。

区分	2005年８月発行新株予約権 （2005年８月31日発行）	2007年２月発行新株予約権 （2007年２月13日発行）	2007年８月発行新株予約権 （2007年８月10日発行）
発行決議の日	2005年８月24日	2007年１月26日	2007年７月26日
新株予約権の数（注）１	92個	33個	55個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注）1、4	普通株式 46,000株 （新株予約権１個につき500株）	普通株式 16,500株 （新株予約権１個につき500株）	普通株式 27,500株 （新株予約権１個につき500株）
新株予約権の払込金額	無　　償	新株予約権１個につき500,900円　（注）２	新株予約権１個につき463,900円　（注）２
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）４	新株予約権１個につき500円	新株予約権１個につき500円	新株予約権１個につき500円
新株予約権を行使することができる期間	2005 年 9 月 1 日から 2025 年 6 月 24 日まで	2007 年 2 月 14 日から 2026 年 6 月 27 日まで	2007 年 8 月 11 日から 2027 年 6 月 26 日まで
新株予約権の主な行使の条件	（注）３	（注）３	（注）３

区分	2008年９月発行新株予約権 （2008年９月16日発行）	2009年７月発行新株予約権 （2009年７月８日発行）	2010年７月発行新株予約権 （2010年７月８日発行）
発行決議の日	2008年８月29日	2009年６月23日	2010年６月23日
新株予約権の数（注）１	101個	286個	664個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注）1、4	普通株式 50,500株 （新株予約権１個につき500株）	普通株式 143,000株 （新株予約権１個につき500株）	普通株式 332,000株 （新株予約権１個につき500株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個につき398,000円　（注）２	新株予約権１個につき294,200円　（注）２	新株予約権１個につき244,000円　（注）２
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）４	新株予約権１個につき500円	新株予約権１個につき500円	新株予約権１個につき500円
新株予約権を行使することができる期間	2008 年 9 月 17 日から 2028 年 6 月 24 日まで	2009 年 7 月 9 日から 2029 年 6 月 23 日まで	2010 年 7 月 9 日から 2030 年 6 月 23 日まで
新株予約権の主な行使の条件	（注）３	（注）３	（注）３

区分	2011年７月発行新株予約権 （2011年７月５日発行）	2012年７月発行新株予約権 （2012年７月５日発行）	2013年７月発行新株予約権 （2013年７月４日発行）
発行決議の日	2011年６月20日	2012年６月20日	2013年６月19日
新株予約権の数（注）１	921個	996個	633個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注）1、4	普通株式 460,500株 （新株予約権１個につき500株）	普通株式 498,000株 （新株予約権１個につき500株）	普通株式 316,500株 （新株予約権１個につき500株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個につき 267,700円　（注）２	新株予約権１個につき 304,800円　（注）２	新株予約権１個につき 505,300円　（注）２
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 （注）４	新株予約権１個につき 500円	新株予約権１個につき 500円	新株予約権１個につき 500円
新株予約権を行使することができる期間	2011年７月６日から 2031年６月20日まで	2012年７月６日から 2032年６月20日まで	2013年７月５日から 2033年６月19日まで
新株予約権の主な行使の条件	（注）３	（注）３	（注）３

区分	2014年７月発行新株予約権 （2014年７月３日発行）
発行決議の日	2014年６月18日
新株予約権の数（注）１	2,175個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注）1、4	普通株式 217,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個につき 127,900円　（注）２
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 （注）４	新株予約権１個につき 100円
新株予約権を行使することができる期間	2014年７月４日から 2034年６月18日まで
新株予約権の主な行使の条件	（注）３

（注）１．上記の新株予約権の総数、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、2018年３月31日現在の残高を記載しています。
２．上記の新株予約権（ただし2005年８月発行新株予約権を除く）は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。
３．上記の新株予約権の主な行使の条件は以下の通りです。
（１）新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、原則として10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
（２）各新株予約権の一部行使はできないものとする。
４．2014年４月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っているため、2014年７月発行新株予約権を除き、上記新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額については調整された株式分割後の数値を記載しています。

（２） 当期末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	付与対象者	人数	新株予約権の数 (残高)	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数
2007年２月発行 新株予約権	取締役 （社外取締役を除く）	1名	17個	普通株式 8,500株
2007年８月発行 新株予約権	取締役 （社外取締役を除く）	1名	17個	普通株式 8,500株
2008年９月発行 新株予約権	取締役 （社外取締役を除く）	1名	27個	普通株式 13,500株
2009年７月発行 新株予約権	取締役 （社外取締役を除く）	1名	47個	普通株式 23,500株
2010年７月発行 新株予約権	取締役 （社外取締役を除く）	2名	88個	普通株式 44,000株
2011年７月発行 新株予約権	取締役 （社外取締役を除く）	2名	190個	普通株式 95,000株
2012年７月発行 新株予約権	取締役 （社外取締役を除く）	2名	208個	普通株式 104,000株
2013年７月発行 新株予約権	取締役 （社外取締役を除く）	2名	125個	普通株式 62,500株
2014年７月発行 新株予約権	取締役 （社外取締役を除く）	2名	453個	普通株式 45,300株
合計			1,172個	普通株式 404,800株

（注）１．取締役が保有する新株予約権には、取締役就任前に執行役員としての職務執行の対価として交付されたものが含まれています。
２．2014年４月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っているため、2014年７月発行新株予約権を除き、上記新株予約権の目的となる株式の数については調整された株式分割後の数値を記載しています。

業務の適正を確保するための体制（2018 年 4 月 1 日現在）

（1）業務の適正を確保するための体制の基本方針

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関して以下のとおり基本方針を定めています。

１．職務執行に関わる体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社は、業務執行の監督と重要な業務執行の決定を担う取締役と、業務執行の責任を担う社長並びに部門及び機能を管掌する担当役員（以下「トップマネジメント」と総称する）の役割を明確に区分する。
- 取締役会は、原則として毎月 1 回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- エグゼクティブ・コミッティを設置し、当社及びグループ会社における経営戦略、製品戦略、経営管理、人事等に関する重要事項を協議する。
- 上記会議体に関する規程及び「決裁権限規程」を制定し、会議体及びトップマネジメントの権限や位置づけを意思決定上の手続きとともに明確にする。
- 業務執行が効率的に行えるよう人事・組織体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 「記録と情報の管理に関するグローバル規程」を制定し、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理する。
- 取締役会、エグゼクティブ・コミッティの議事録等、経営上重要な事項に係る文書は、取締役及び監査役が適宜閲覧できるような体制を構築する。

２．リスク(損失の危険)の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のより適切なリスク管理を行うため、「経営上の戦略的意思決定に係るリスク（事業機会に係るリスク)」と「適正かつ効率的な業務遂行に係るリスク（事業活動遂行に係るリスク)」に分け、当社及びグループ会社の各部門・部署が主体的にリスク管理実務を実践することを基本として、次のような活動を通じ、グループ内リスクの低減及びその適切な対応を推進する。

- 事業機会に係るリスクへの対応については、各部門・部署がそれぞれの機能・役割の下、意思決定ルール、基準を明確にして実施する。これらのうち重要なリスクに関わる事項については、エグゼクティブ・コミッティ及び取締役会において審議を経た上で決定する。
- 事業活動遂行に係るリスクへの対応については、１）グローバルリスクへの対応のために、「グローバルリスク管理事務局」を設置し、各地域のリスク管理事務局と連携してグローバルリスクの把握及び最適なリスク管理対策の推進を図る。また、２）国内グループ内のリスクへの対応のために、「リスク管理委員会」を設置し、リスクの

把握及び最適なリスク管理対策の立案・推進を図る。上記グローバルと国内グループの重要なリスク管理対策に関わる事項については、エグゼクティブ・コミッティ及び取締役会において審議を経た上で決定する。

・　リスク管理業務の実効性を高めるため、災害対応、緊急事態対応、事業継続計画、情報セキュリティー、個人情報保護等について、リスクの特性、内容に応じたポリシーやマニュアル等を個別に制定する。

３．コンプライアンス体制（取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

当社は、当社及びグループ会社の役員・従業員によるコンプライアンスのための中核的規範として「アステラス企業行動憲章」及び「アステラスグループ行動規準」を定める。

当社は、コンプライアンスをいわゆる法令遵守にとどまらず、高い倫理観に基づく社会規範に沿った行動と位置付け、グループ全体において広い意味でのコンプライアンスを推進するための体制を構築するとともに、その浸透に向け、次のような取り組みを行う。

・　「グローバル・コンプライアンス委員会」を設置し、当社及びグループ会社全体のコンプライアンスに関する現状の把握、更に方針・計画を審議する。各地域毎のコンプライアンスに関する事項を審議するコンプライアンス委員会も別途設置する。

・　グローバル・コンプライアンスに関する具体的な企画の立案、推進、浸透等は、コンプライアンス担当役員（Chief Ethics & Compliance Officer)の指揮の下、エシックス＆コンプライアンス機能が当社及びグループ会社の関係部門と連携の上実施する。また、継続的な研修等を通じ、当社及びグループ会社の役員・従業員一人ひとりが自らの責任においてコンプライアンスを実践できる体制を構築する。

・　「ヘルプライン」を各地域に設置し、第三者を通じて匿名でコンプライアンスに関する質問・相談、通報、提案等を受け付ける体制を整備する。重要な情報は、適宜、コンプライアンス担当役員（Chief Ethics & Compliance Officer)に報告される体制を構築する。対応にあたっては、秘密厳守及び連絡者への不利益な取扱いの禁止を徹底する。

４．情報開示・情報管理に関する体制

・　当社は、顧客、株主、社会など、すべてのステークホルダーに対し適時適切かつ公平に情報を開示する。また、ステークホルダーとの対話を積極的に行い、そこで得た意見等を企業活動に適切に反映するよう努める。このような情報開示と対話により、企業としての透明性を一層高めていくとともに、ステークホルダーとの信頼関係の構築と維持に努める。

・　上記基本姿勢のもと、当社は「ディスクロージャー・ポリシー」を制定するとともに、情報開示活動を推進・管理する「情報開示委員会」を設置する。

・　当社は、当社及び当社グループの役員・従業員がその職務上知った重要情報の取扱い等についての規程を制定し、法令違反の未然防止及び適切な情報管理を図る。

５．財務報告の信頼性を確保するための体制

・　当社は、財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる基準に準拠して連結ベースの財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価する。
・　取締役会が定める「財務報告に係る内部統制評価規程」に基づき、グローバル内部統制責任者である取締役社長の指揮の下、連結ベースの財務報告に係る内部統制の評価を実施する。

６．グループ管理体制（当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

当社は、グループ会社の適切な管理、運営を行うとともに、当社及びグループ会社との間での健全な関係を維持・構築するため、次の取り組みを行う。

・　「アステラス企業行動憲章」及び「アステラスグループ行動規準」を全てのグループ会社に適用し、これらに基づくグループ会社の行動規準とあわせて、その周知徹底を図る。
・　グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項は、機能別マネジメントの職制を通じて当社に報告される体制を構築する。
・　グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、グループ会社の役員構成及び意思決定権限並びにグループ内監督体制に関する明確なルールを整備する。
・　リスク管理、コンプライアンスへの取り組みは、前述のとおりグループ全体の仕組みとして取り組む。
・　「内部監査規程」をグループ全体で共有し、グループ一体での内部監査体制を整備する。

７．内部監査体制

当社は、通常の業務執行部門から独立した社長直轄の監査機能を設置し、当社及びグループ会社における内部監査体制を整備することとし、次の取り組みを行う。

・　監査機能は、当社及びグループ会社全体の経営諸活動における各種体制や仕組みの有効性・効率性について検討・評価し、監査報告書にとりまとめ、取締役社長、関係役員、関係部門及び監査役会に報告することとし、年間監査結果の総括については取締役会及び会計監査人に報告する。
・　当社は、医薬品企業として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等を遵守し、製品の有効性・安全性を確保することを使命として、高い専門知識の下で、適正性を確保した組織体制を通じ業務を遂行していく。このために、グループ全体において、現場での自己統制、薬事、品質等に関する専門部による専門統制、内部監査部門による内部監査の仕組みをそれぞれの機能別に構築する。
・　監査機能は、関係する専門部と定期的な連絡会を開催する等の活動を通じて連携し、内部監査の質的向上を図る。
・　地域（欧州、米州、日本ならびにアジア・オセアニア）毎に内部監査機能を設置

し、社長直轄の監査機能長が統括することにより、グローバル化するリスクに効果的に対応し、グループ会社に対し一貫した高質な保証業務及びアドバイザリー業務を提供するための機能を強化する。

８．監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社として、監査役監査が実効的に行われることが可能となるよう、次の取り組みを行う。

(1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

・ 監査役の監査が適切に機能するよう、監査役の職務を補助する専任スタッフを配置する。

(2) 監査役を補助する従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性に関する事項

・ 監査役を補助する専任スタッフは、取締役から独立し、監査役の指揮命令の下に職務を遂行する。
・ 当該監査役専任スタッフの任命・評価・異動等については、予め監査役の同意を必要とする。

(3) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・ 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行に係る月次報告、四半期報告に関して、監査役が常時閲覧可能な体制を整備する。
・ トップマネジメントは、管掌する部門・機能（グループ会社を含む）に関して、監査役又は監査役会に対して定期的に、又は臨時に報告する事項、報告者、報告の方法を監査役と協議して決定する。

(4) 監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・ 当社は、当社及びグループ会社の監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の役員・従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

(5) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

・ 当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等に関して、担当部門が予算の計上及び費用等の支払いを担う体制を整備する。

(6) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・ 「監査役会規程」に基づき、毎月定期的に、また必要に応じ臨時で開催された監査役会において出された各監査役からの重要な指摘事項は、取締役会で報告を受ける機会

を設ける。
・　当社の重要な業務執行の協議を行うエグゼクティブ・コミッティ、その他監査役が重要と判断する会議へ監査役が出席する。監査役がこれらの会議に出席できない場合、監査役の指示により監査役専任スタッフがオブザーバーとして出席する。
・　監査役監査が、監査役会が制定した「監査役監査基準」に基づき適切に実施できるよう、当社及びグループ会社における監査対象者（部門）は協力する。

９．反社会的勢力排除のための体制

当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当、不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断する。
・　「アステラス企業行動憲章」及び「アステラスグループ行動規準」において、反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした姿勢で臨むことを明記し、関係排除に取り組む。
・　特に日本においては、警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集すると共に組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進める。また、役員・従業員に対しては、コンプライアンス研修、リスク管理研修等の機会を通じて反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行う。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期（2018 年 3 月期）における当社の運用状況の概要は以下の通りです。

１．職務執行に関わる体制

当社は、基本方針に基づき、原則として毎月 1 回取締役会を開催しています。また、決裁権限規程等に基づき、エグゼクティブ・コミッティ、経営管理会議*にて重要事項を協議し、トップマネジメントがその役割を果たすことにより、取締役の効率的な職務の執行を確保しています。なお、当期においては、取締役会を 17 回、エグゼクティブ・コミッティを 19 回、経営管理会議を 7 回開催しました。
*当社及び国内グループ会社の経営管理上の重要事項を協議する機関として設置していた経営管理会議について、組織のグローバル化に伴いその役割が縮小したことから 2018 年 3 月末をもって廃止しました。

２．リスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制

当社は、基本方針に基づき、事業機会に係るリスクと事業活動遂行に係るリスクに分け、当社及び当社グループの各部門が主体的にリスク管理実務を実践しています。特に、グローバルリスクとして特定された事項について、リスクオーナーの指示のもとリスク低減策を策定し、実行しています。

３．コンプライアンス体制（取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

当社は、基本方針に基づき、グローバル・コンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会を開催し、当社及び当社グループのコンプライアンスの現状把握、方針・計画の審議を行っています。また、全従業員を対象としたコンプライアンスに関する様々な研修の実施等を通じ、コンプライアンスに対する意識向上を図るほか、ヘルプラインの運用等により、問題の早期発見と改善措置に努めています。なお、2017 年 3 月期から、各極・各国コンプライアンス機能がコンプライアンス機能長に報告するグローバル・コンプライアンス体制を構築しています。

４．情報開示・情報管理に関する体制

当社は、基本方針に基づき、すべてのステークホルダーに対し、適時適切かつ公平な情報開示を行うとともに、ステークホルダーとの積極的な対話に努めています。当期においても、企業活動における一層の透明性向上を図るため、2015 年 4 月に設置した情報開示委員会のもと、重要情報の開示方針や開示内容等について部門横断的に審議を行うなど、適時的確かつ公平な情報開示に引き続き取り組みました。

５．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、基本方針に基づき、連結ベースの財務報告に係る内部統制評価計画を策定するとともに、 プロセスオーナー及びコントロールオーナーの任命による内部統制及びその運用体制の整備、業務記述書の改訂及びプロセスオーナーによる承認、評価対象事業拠点の監査部門（外部委託先を含む）による内部統制の整備及び運用状況の評価実施等により、財務報告の信頼性確保に努めています。

６．グループ管理体制（当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

当社は、基本方針に基づき、当社グループの取締役等の職務に係る事項を、機能別マネジメントの職制を通じ報告を受けるとともに、グループ会社の役員構成及び意思決定権限を明確に定めることで、グループ会社の適切な管理・運営を推進しています。なお、当社グループ会社の財務状況及びその他の状況については、月次や各四半期で報告を受け、当社の取締役会に適宜、報告しています。

７．内部監査体制

当社は、基本方針に基づき、内部監査に関する計画を立案するとともに、取締役会への報告、内部監査部門との連絡会及び海外グループ監査会議の開催、会計監査人への報告等の監査結果レビューの機会を確保しています。また、監査役に対し、定期的な報告を含めた情報提供の機会を確保しています。

８．監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、基本方針に基づき、取締役及び従業員による監査役への業務執行状況の報告並びに監査役によるエグゼクティブ・コミッティ等重要会議への継続的な出席等を通じ、監査役監査が実効的に行われる体制を確保しています。特に、全地域におけるヘルプラインの通報の概要及び法務機能が主管する訴訟・社内調査案件については、監査役に月次で報告しています。

９．反社会的勢力排除のための体制

当社は、基本方針に基づき、当社及び国内グループ会社の取引先の属性を確認するとともに、契約書への反社会的勢力排除条項の導入等を通じ、反社会的勢力及び団体との関係排除に取り組んでいます。

連結持分変動計算書

自　2017年４月１日
至　2018年３月31日

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
当期首残高	103,001	177,091	△138,207	1,013,923
当期包括利益				
当期純利益	－	－	－	164,679
その他の包括利益	－	－	－	－
当期包括利益合計	－	－	－	164,679
資本で直接認識された所有者との取引				
自己株式の取得	－	－	△130,712	－
自己株式の処分	－	△159	819	△353
自己株式の消却	－	－	132,150	△132,150
配当金	－	－	－	△71,634
株式報酬取引	－	286	－	－
振替	－	－	－	1,611
資本で直接認識された所有者との取引合計	－	127	2,257	△202,526
当期末残高	103,001	177,219	△135,951	976,076

	親会社の所有者に帰属する持分						資本合計
	その他の資本の構成要素					合計	
	新株予約権	在外営業活動体の換算差額	売却可能金融資産の公正価値の変動	確定給付制度に係る再測定	合計		
当期首残高	1,784	99,590	14,629	－	116,002	1,271,810	1,271,810
当期包括利益							
当期純利益	－	－	－	－	－	164,679	164,679
その他の包括利益	－	28,590	3,660	1,611	33,860	33,860	33,860
当期包括利益合計	－	28,590	3,660	1,611	33,860	198,539	198,539
資本で直接認識された所有者との取引							
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△130,712	△130,712
自己株式の処分	△307	－	－	－	△307	1	1
自己株式の消却	－	－	－	－	－	－	－
配当金	－	－	－	－	－	△71,634	△71,634
株式報酬取引	－	－	－	－	－	286	286
振替	－	－	－	△1,611	△1,611	－	－
資本で直接認識された所有者との取引合計	△307	－	－	△1,611	△1,918	△202,060	△202,060
当期末残高	1,477	128,179	18,289	－	147,945	1,268,289	1,268,289

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（１）連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

（２）連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　83社

主要な連結子会社名：

アステラス US ホールディング Inc.、アステラス US LLC、アステラス ファーマ US, Inc.、
アステラス ファーマ グローバル ディベロップメント Inc.、
アステラス インスティチュート フォー リジェネレイティブ メディシン、
アステラス US テクノロジーズ Inc.、アステラス B.V.、アステラス ファーマ ヨーロッパ Ltd.、
アステラス アイルランド Co.,Ltd.、アステラス製薬(中国)有限公司、韓国アステラス製薬株式会社、
台湾アステラス製薬股份有限公司、アステラス ファーマ テック株式会社

（３）持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数　８社

（４）連結の範囲及び持分法の適用の範囲に関する注記

①連結の範囲の変更

増加：３社（株式取得等による増加）

減少：１社（清算による減少）

②持分法の適用の範囲の変更

減少：２社（連結子会社への変更等による減少）

（５）連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

（６）会計方針に関する事項

①金融商品の評価基準及び評価方法

・非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、FVTPLの金融資産）」、「満期保有投資」、「貸付金及び債権」又は「売却可能金融資産」に分類しています。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて当初認識時に決定しています。

(a) FVTPLの金融資産

当社グループは、売買目的で保有する金融資産及び当初認識時にFVTPLの金融資産として指定した金融資産を、FVTPLの金融資産として分類しています。

FVTPLの金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当及び利息収益は純損益として認識しています。

(b) 満期保有投資

支払額が固定されているか、又は決定可能で満期日が固定されているデリバティブ以外の金融資産で、当社グループがこれらを満期日まで保有する明確な意図及び能力を有するものは、満期保有投資に分類しています。

当初認識後、満期保有投資は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(c) 貸付金及び債権

支払額が固定されているか、又は決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場における公表価格が存在しないものは、貸付金及び債権に分類しています。

当初認識後、貸付金及び債権は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しています。実

効金利法による償却額は純損益で認識しています。

(d) 売却可能金融資産

デリバティブ以外の金融資産のうち、売却可能金融資産に指定されたもの、又はFVTPLの金融資産、満期保有投資、もしくは貸付金及び債権のいずれにも分類されないものは、売却可能金融資産に分類しています。

当初認識後、売却可能金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。売却可能金融資産に係る受取配当金は、純損益として認識しています。売却可能金融資産の認識を中止した場合、又は減損損失が認識された場合には、その他の包括利益に計上されている累積損益は純損益に振り替えています。

・FVTPL以外の金融資産の減損

FVTPLの金融資産以外の金融資産は、各四半期末日に減損の客観的証拠の有無を検討しています。当社グループは、金融資産の当初認識後に発生した１つ以上の事象の結果として、減損の客観的な証拠が存在し、かつその事象による金融資産の見積将来キャッシュ・フローへの影響が合理的に予測できる場合に減損損失を認識しています。

金融資産が減損していることを示す客観的な証拠には、発行体又は債務者の重大な財政的困難、利息又は元本の支払不履行又は遅延等の契約違反、債務者が破産又は財務的再編成を行う可能性が高くなったこと、金融資産の活発な市場が消滅したこと等が含まれます。売却可能金融資産に分類された資本性金融商品については、その公正価値が取得原価を著しく又は長期にわたり下回る場合も、減損の客観的な証拠があると判断しています。

当社グループは、貸付金及び債権又は満期保有投資に関する減損の客観的な証拠の有無を、個別に重要な場合は個別評価により、個別に重要でない場合は集合的評価により検討しています。減損の客観的な証拠がある場合は、その資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額を減損損失とし、純損益で認識しています。

貸付金及び債権は貸倒引当金を用いて減損損失を認識し、その後債権が回収不能であると判断した場合には、貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しています。減損損失認識後に、減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の戻入額を純損益で認識しています。

売却可能金融資産に減損の客観的な証拠がある場合は、それまでその他の資本の構成要素として認識していた累積損失を純損益に振り替えています。売却可能金融資産に分類された資本性金融商品にかかる減損後の公正価値の回復は、すべてその他の包括利益として認識しています。

・非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、「FVTPLの金融負債」又は「償却原価で測定される金融負債」に分類しています。この分類は、金融負債の性質と目的に応じて当初認識時に決定しています。

(a) FVTPLの金融負債

当社グループは、当初認識時にFVTPLの金融負債として指定した金融負債を、FVTPLの金融負債として分類しています。

FVTPLの金融負債は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益及び利息費用は純損益として認識しています。

(b) 償却原価で測定される金融負債

デリバティブ以外の金融負債のうち、FVTPLの金融負債に分類されないものは、償却原価で測定される金融負債に分類しています。

償却原価で測定される金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

・デリバティブ

当社グループは、為替レートの変動による影響を抑えるため、主に先物為替予約等のデリバティブ取引を利用しています。

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は、四半期末日の公正価値で測定しています。

当初認識後の公正価値の変動は、純損益として認識しています。ただし、ヘッジ関係がヘッジ会計の要件を満たしている場合において、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジのヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効なヘッジと判定される部分については、その他の包括利益に認識しています。その他

の包括利益に認識された金額は、キャッシュ・フロー・ヘッジについてはヘッジ対象が純損益に影響を与えるのと同じ期に、在外営業活動体に対する純投資のヘッジについては在外営業活動体の処分又は部分的な処分の時に、純損益に振り替えています。

デリバティブによって認識された金融資産及び金融負債は、FVTPLの金融資産もしくはFVTPLの金融負債にそれぞれ分類しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い額で測定しています。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価が含まれています。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しています。棚卸資産の原価は、主として先入先出法により算定しています。

③有形固定資産、無形資産（のれんを除く）及びリース資産の減価償却又は償却の方法

・有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、当該資産が使用可能となった時点から開始されます。減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算定しています。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	２－60年
機械装置及び運搬具	２－20年
工具器具及び備品	２－20年

有形固定資産の耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各期末に再検討を行い、必要に応じて改定しています。

・無形資産（のれんを除く）

無形資産（のれんを除く）は、それらが使用可能となった時点から見積耐用年数（２年～25年）にわたって定額法で償却しています。見積耐用年数は、法的保護期間又は経済的耐用年数のいずれか短い方を採用し、定期的に見直しを行っています。

・リース資産

リース資産は見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法により減価償却しています。

④引当金の計上基準

当社グループが過去の事象の結果として法的又は推定的な現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額につき信頼性のある見積りができる場合に引当金を計上しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しています。

⑤確定給付型の退職後給付制度の会計処理

確定給付型制度に係る資産又は負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものであり、資産又は負債として連結財政状態計算書で認識しています。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しています。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しています。

勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る純利息費用は純損益として認識しています。

数理計算上の差異、純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益及び資産上限額の影響の変動については、それらが生じた期間において「確定給付制度に係る再測定」としてその他の包括利益に認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振替えています。

⑥外貨の換算基準

・機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の個別財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成されています。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示されています。

・外貨建取引

外貨建取引は、取引日の直物為替レート又はそれに近似するレートを用いて機能通貨に換算しています。

期末における外貨建貨幣性資産及び負債はすべて期末日の直物為替レートを用いて機能通貨に再換算し、その結果生ずる差額を純損益として認識しています。

・在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レート、収益及び費用は、期中の平均為替レートを用いて日本円に換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しています。在外営業活動体を処分する場合、当該在外営業活動体に関連する為替換算差額の累計額は、処分時に純損益に振り替えています。

⑦のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して計上しています。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分し、毎年一定の時期及びその資金生成単位に減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損テストにおいて資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しています。

資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まず資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額から減額するように配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するよう配分しています。

のれんについて認識した減損損失は、その後の期間に戻入れを行いません。

⑧その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。

当社及び国内子会社は、当期中に連結納税制度の承認申請を行い、翌期から連結納税制度が適用されることとなったため、当期より税効果会計について連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

２．連結財政状態計算書に関する注記

（１）資産から直接控除した貸倒引当金

売上債権及びその他の債権（非流動）	8,179百万円
売上債権及びその他の債権（流動）	1,669百万円
その他の金融資産（非流動）	13百万円

（２）有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

283,414百万円

（３）偶発負債

・保証債務　（金融機関等からの借入に対する保証）

従業員	343百万円

３．連結持分変動計算書に関する注記

（１）当期末の発行済株式の種類及びその総数

普通株式　　2,068,823,175株

（２）配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年６月19日定時株主総会	普通株式	35,120	17.00	2017年３月31日	2017年６月20日
2017年10月31日取締役会	普通株式	36,552	18.00	2017年９月30日	2017年12月１日

（注）１．2017年６月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託の所有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれています。
２．2017年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託の所有する当社株式に対する配当金23百万円が含まれています。

②基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年６月15日定時株主総会	普通株式	35,594	利益剰余金	18.00	2018年３月31日	2018年６月18日

（注）上記には、役員報酬BIP信託の所有する当社株式に対する配当金23百万円が含まれています。

（３）当期末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式　2,108,000株

４．金融商品に関する注記

（１）財務上のリスク管理方針

当社グループは、事業活動を行うにあたり、信用リスク、流動性リスク及び為替リスク等の財務上のリスクに晒されており、これらのリスクを低減するために、一定の方針等に基づきリスク管理を行っています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金については、高い信用格付けを有する金融機関とのみ取引を行っています。

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクが存在しますが、当該リスクに関しては顧客の経営状況を適宜審査し、また与信期間及び売掛金残高を監視することにより信用リスクを管理しています。また、毎月の決済状況を管理しています。

売却可能金融資産に含まれている株式については、主に業務上の関係を有する企業の株式であり価格変動リスクが存在しますが、上場株式については月次で時価を把握する体制としています。

デリバティブ取引については、当社グループ内で規定された管理体制に基づいて実施しています。取引の状況については月次で把握しています。また、デリバティブ取引にあたっては、信用リスクを軽減するために高い信用格付けを有する金融機関とのみ取引を行っています。

（３）金融商品の公正価値の算定方法

・FVTPLの金融資産

FVTPLの金融資産は、主に負債性証券及び為替予約で構成されています。これらの公正価値は、取引金融機関から提示された価格等に基づいて算定しています。

・貸付金及び債権

主として短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

・売却可能金融資産

市場性のある有価証券の公正価値は、期末日の市場価格を用いて算定しています。非上場株式の公正価値は、主として割引将来キャッシュ・フローにより算定しています。

・現金及び現金同等物

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

・FVTPLの金融負債

FVTPLの金融負債は、企業結合により生じた条件付対価及び為替予約で構成されています。

企業結合により生じた条件付対価の公正価値は、開発が成功する可能性や貨幣の時間価値を考慮して算定しています。

為替予約の公正価値は、取引金融機関から提示された価格等に基づいて算定しています。

・償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債は、仕入債務及びその他の債務並びにその他の金融負債で構成されています。これらは、主として短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

５．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり親会社所有者帰属持分

641円80銭

（２）基本的１株当たり当期純利益

81円11銭

６．その他の注記

企業結合に関する注記

ガニメド ファーマシューティカルズ AGの取得

契約一時金及びマイルストンを支払対価とする株式取得により、ガニメド ファーマシューティカルズ AGは2016年12月20日に当社の連結子会社となりました。

当該企業結合における取得日現在の取得資産及び引受負債の公正価値の測定に関して、前期において一部の金額が暫定的な公正価値となっていましたが、当期において支払対価の配分が完了しています。

この暫定的な公正価値の修正に伴い、前期の連結財政状態計算書において、のれん及び繰延税金負債がそれぞれ6,829百万円減少しています。

取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

	金額（単位：百万円）
有形固定資産	272
その他の無形資産	86,033
現金及び現金同等物	629
その他の資産	1,103
繰延税金負債	△18,852
その他の負債	△5,066
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	64,118
のれん	16,360
合計	80,478
現金	51,544
条件付対価	28,934
支払対価の公正価値の合計	80,478

オジェダ SAの取得

（１）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：オジェダ SA

事業の内容：Gタンパク質共役受容体（GPCR）を標的とする低分子薬の開発

② 取得日

2017年５月16日

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100％

④ 被取得企業の支配の獲得方法
契約一時金及びマイルストンを支払対価とする株式取得
⑤ 企業結合を行った主な理由
オジェダ SAは、1994年に設立された医薬品企業であり、低分子のGPCR創薬の研究開発に注力しています。同社は、臨床開発段階にあるfezolinetantのほか、前臨床段階に、炎症、自己免疫疾患を含む複数の疾患を対象とした低分子化合物を複数有しています。本買収により、臨床開発段階のパイプラインを拡充し、中長期の成長をより盤石なものとしていきます。

（2）取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

	金額（単位：百万円）
有形固定資産	560
その他の無形資産	74,415
現金及び現金同等物	519
その他の資産	513
繰延税金負債	△25,256
その他の負債	△1,883
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	48,868
のれん	26,145
合計	75,014
現金	62,086
条件付対価	12,928
支払対価の公正価値の合計	75,014

上記のうち、一部の金額については取得対価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的情報に基づき算定された暫定的な公正価値となっています。
なお、のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果及び超過収益力です。

（3）条件付対価
条件付対価は、オジェダ SAが保有している臨床開発プログラムfezolinetantの開発の進捗に応じて支払うマイルストンであり、最大で300百万ユーロ（39,156百万円）を支払う可能性があります。条件付対価の公正価値は、当該プログラムが成功する可能性や貨幣の時間価値を考慮して計算しています。

（4）キャッシュ・フロー情報

	金額（単位：百万円）
支払対価の公正価値の合計	75,014
支払対価に含まれる条件付対価の公正価値	△12,928
被取得企業が保有する現金及び現金同等物	△519
子会社株式の取得による支出	61,567

（5）取得関連費用
金額：60百万円
取得関連費用が認識されている連結損益計算書の表示科目：販売費及び一般管理費

（6）連結損益計算書に与える影響
① 当期の連結損益計算書で認識されている取得日以降の被取得企業の税引前利益
金額的重要性が低いため、記載を省略しています。
② 企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の当期の連結損益計算書の税引前利益に与える影響額（非監査情報）
金額的重要性が低いため、記載を省略しています。

マイトブリッジ Inc.の取得

（1）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：マイトブリッジ Inc.

事業の内容：ミトコンドリア関連疾患領域における研究開発

② 取得日

2018年１月23日

③ 議決権付資本持分の割合

買収前に当社が保有していた議決権付資本持分の割合は26.4%でしたが、本買収により100%となります。

④ 被取得企業の支配の獲得方法

契約一時金及びマイルストンを支払対価とする株式取得

⑤ 企業結合を行った主な理由

マイトブリッジ Inc.は、2011年に設立されたバイオテクノロジー企業であり、ミトコンドリア関連疾患領域において、中枢および末梢神経系障害、骨格筋・心筋障害、視覚・聴覚障害、代謝障害などの治療薬の創出を目指し研究開発を進めています。本買収により、ミトコンドリア関連疾患における研究開発をさらに加速し、一日も早く患者さんのもとへ革新的な新薬を届けていくために取り組んでいきます。

（2）取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

	金額（単位：百万円）
有形固定資産	71
繰延税金資産	1,594
現金及び現金同等物	27
その他の資産	27
その他の負債	△339
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	1,380
のれん	29,329
合計	30,708
現金	17,951
条件付対価	7,048
既存持分の公正価値	5,709
支払対価の公正価値の合計	30,708

上記のうち、一部の金額については取得対価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的情報に基づき算定された暫定的な公正価値となっています。

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果及び超過収益力です。

また、当社が支配獲得日の直前に保有していたマイトブリッジ Inc.の資本持分を支配獲得日の公正価値で再測定した結果、企業結合に伴う再測定益として5,877百万円を認識し、連結損益計算書の「その他の収益」に計上しています。

（3）条件付対価

条件付対価は、マイトブリッジ Inc.が保有している複数の開発プログラムの進捗に応じて支払うマイルストンであり、最大165百万米ドル（17,582百万円）を支払う可能性があります。条件付対価の公正価値は、当該プログラムが成功する可能性や貨幣の時間価値を考慮して計算しています。

（4）キャッシュ・フロー情報

	金額（単位：百万円）
支払対価の公正価値の合計	30,708
支払対価に含まれる条件付対価の公正価値	△7,048
支払対価に含まれる既存持分の公正価値	△5,709
被取得企業が保有する現金及び現金同等物	△27
子会社株式の取得による支出	17,924

（5）取得関連費用

金額的重要性が低いため、記載を省略しています。

（6）連結損益計算書に与える影響

① 当期の連結損益計算書で認識されている取得日以降の被取得企業の税引前利益
金額的重要性が低いため、記載を省略しています。

② 企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の当期の連結損益計算書の税引前利益に与える影響額（非監査情報）
金額的重要性が低いため、記載を省略しています。

ユニバーサル セルズ Inc.の取得

（1）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称：ユニバーサル セルズ Inc.
事業の内容：免疫拒絶反応をおさえた多能性細胞を創製する技術を用いた研究開発

② 取得日
2018年２月９日

③ 取得した議決権付資本持分の割合
100%

④ 被取得企業の支配の獲得方法
契約一時金及びマイルストンを支払対価とする株式取得

⑤ 企業結合を行った主な理由
ユニバーサル セルズ Inc.は、2013年に設立されたバイオテクノロジー企業であり、白血球型抗原（HLA）不適合による拒絶という細胞医療の課題を解決し、全ての患者の治療に用いることが可能な細胞医療製品を創製できる独自技術であるユニバーサルドナー細胞技術を有しています。本買収により、当社が既に有する多能性幹細胞から分化した機能細胞を取得する基盤技術と免疫拒絶を抑えた多能性幹細胞を創製するユニバーサルドナー細胞技術とを組み合わせることで、現在治療法が殆どない様々な疾患に対する革新的な細胞医療の研究が加速していくことを期待しています。

（2）取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

	金額（単位：百万円）
その他の無形資産	6,485
現金及び現金同等物	915
その他の資産	82
繰延税金負債	△1,354
その他の負債	△812
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	5,315
のれん	2,814
合計	8,130
現金	5,148
条件付対価	2,982
支払対価の公正価値の合計	8,130

上記のうち、一部の金額については取得対価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的情報に基づき算定された暫定的な公正価値となっています。

なお、のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果及び超過収益力です。

（3）条件付対価

条件付対価は、予め決められた臨床開発マイルストンであり、最大で38百万米ドル（3,984百万円）を支払う可能性があります。条件付対価の公正価値は、開発プログラムが成功する可能性や貨幣の時間価値を考慮して計算しています。

（4）キャッシュ・フロー情報

	金額（単位：百万円）
支払対価の公正価値の合計	8,130
支払対価に含まれる条件付対価の公正価値	△2,982
被取得企業が保有する現金及び現金同等物	△915
子会社株式の取得による支出	4,233

（5）取得関連費用

金額：64百万円

取得関連費用が認識されている連結損益計算書の表示科目：販売費及び一般管理費

（6）連結損益計算書に与える影響

① 当期の連結損益計算書で認識されている取得日以降の被取得企業の税引前利益

金額的重要性が低いため、記載を省略しています。

② 企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の当期の連結損益計算書の税引前利益に与える影響額（非監査情報）

金額的重要性が低いため、記載を省略しています。

株主資本等変動計算書

自　2017年４月１日
至　2018年３月31日

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	103,001	176,822	176,822	16,827	100	1,185	343,950	362,061
当期変動額								
特別償却準備金の取崩					△41		41	－
剰余金の配当							△71,672	△71,672
当期純利益							296,818	296,818
自己株式の取得								
自己株式の処分							△338	△338
自己株式の消却							△132,150	△132,150
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	△41	－	92,699	92,659
当期末残高	103,001	176,822	176,822	16,827	59	1,185	436,649	454,719

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△138,207	503,676	9,149	9,149	1,784	514,609
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		－				－
剰余金の配当		△71,672				△71,672
当期純利益		296,818				296,818
自己株式の取得	△130,712	△130,712				△130,712
自己株式の処分	819	482				482
自己株式の消却	132,150	－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,162	3,162	△307	2,855
当期変動額合計	2,257	94,915	3,162	3,162	△307	97,770
当期末残高	△135,951	598,592	12,311	12,311	1,477	612,379

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（２）固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物・・・・・・・・・・２～50年

構築物・・・・・・・・・２～60年

機械及び装置・・・・・２～20年

工具、器具及び備品・・２～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

（３）重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付債権等の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②売上割戻引当金

期末日後に発生が見込まれる売上割戻の支出に備え、期末売掛金及び期末特約店在庫金額に対し直近の割戻率を乗じた金額を計上しています。

③退職給付引当金

確定給付型の退職給付制度に基づく従業員の退職給付に備え、当期末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を調整した額を計上しています。

数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務年数にわたり定額法により翌年度から処理し、過去勤務費用は発生時の従業員の平均残存勤務年数にわたり定額法により処理しています。

（4）ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジによっています。ただしその他有価証券については、時価ヘッジによっています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：デリバティブ取引

ヘッジ対象：相場変動、キャッシュ・フロー変動により、損益が発生する資産、負債

③ヘッジ方針

当社で規定されたデリバティブ取引に関する管理体制に基づき、ヘッジ対象に係る相場変動リスク、キャッシュ・フロー変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

繰延ヘッジに関しては、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎に判断することにしています。

（5）消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

（6）連結納税制度の適用

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より税効果会計について連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っています。

２．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額

130,975百万円

（2）偶発債務

・保証債務　（金融機関等からの借入に対する保証）

従業員	343百万円

（3）関係会社に対する金銭債権及び債務

長期金銭債権	287百万円
短期金銭債権	102,220百万円
短期金銭債務	403,103百万円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	180,986百万円
仕入高	50,169百万円
営業取引以外の取引高	307,379百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

期末日における自己株式の種類及び数

普通株式	92,670,766株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券	1,759百万円
退職給付引当金	3,233百万円
有形固定資産	2,641百万円
無形固定資産	38,843百万円
未払費用	4,241百万円
たな卸資産	17,185百万円
関係会社株式	8,543百万円
その他	47,880百万円
繰延税金資産小計	124,325百万円
評価性引当額	△15,333百万円
繰延税金資産合計	108,992百万円
繰延税金負債	
投資有価証券	△5,181百万円
前払年金費用	△1,749百万円
有形固定資産	△546百万円
その他	△611百万円
繰延税金負債合計	△8,087百万円
繰延税金資産の純額	100,906百万円

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
子会社	アステラス B.V.	（所有）直接　100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入（注１）	185,220	短期借入金	147,212
				借入資金の返済	299,613		
子会社	アステラス US ホールディング Inc.	（所有）直接　100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入（注１）	39,496	短期借入金	164,672
子会社	ガニメド ファーマシューティカルズ AG	（所有）直接　100%	資金の借入 知的財産の譲受 役員の兼任	資金の借入（注１）	54,452	短期借入金	54,699
				知的財産の譲受（注２）	64,124	－	－
子会社	アステラス ファーマ ヨーロッパ Ltd.	（所有）間接　100%	製品等の販売及びロイヤリティーの受領 役員の兼任	製品等の販売及びロイヤリティーの受領（注３）	64,547	売掛金	36,648
子会社（注４）	マイトブリッジ Inc.	（所有）直接　100%	研究開発の委託 役員の兼任	新株の引受（注５）	17,951	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

（注２）取引価格については、外部の専門家に委託し算定した評価額に基づき決定しています。

（注３）製品等の販売及びロイヤリティーの受領については、市場価格等を勘案して決定しています。

（注４）属性については、マイトブリッジ Inc.を完全子会社化する独占的オプション権を行使し、新株を引き受けたことにより、関連会社から子会社に変更しています。

（注５）引受価格については、マイトブリッジ Inc.が関連会社となる前に締結した共同研究・開発に関する提携契約において合意した価格を協議の上一部修正して決定しています。

７．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額

309円14銭

（２）１株当たり当期純利益

146円20銭